

ジュニアNISA口座を利用されているお客さまへ



2016年にスタートしたジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)は
2023年12月をもって終了しました。

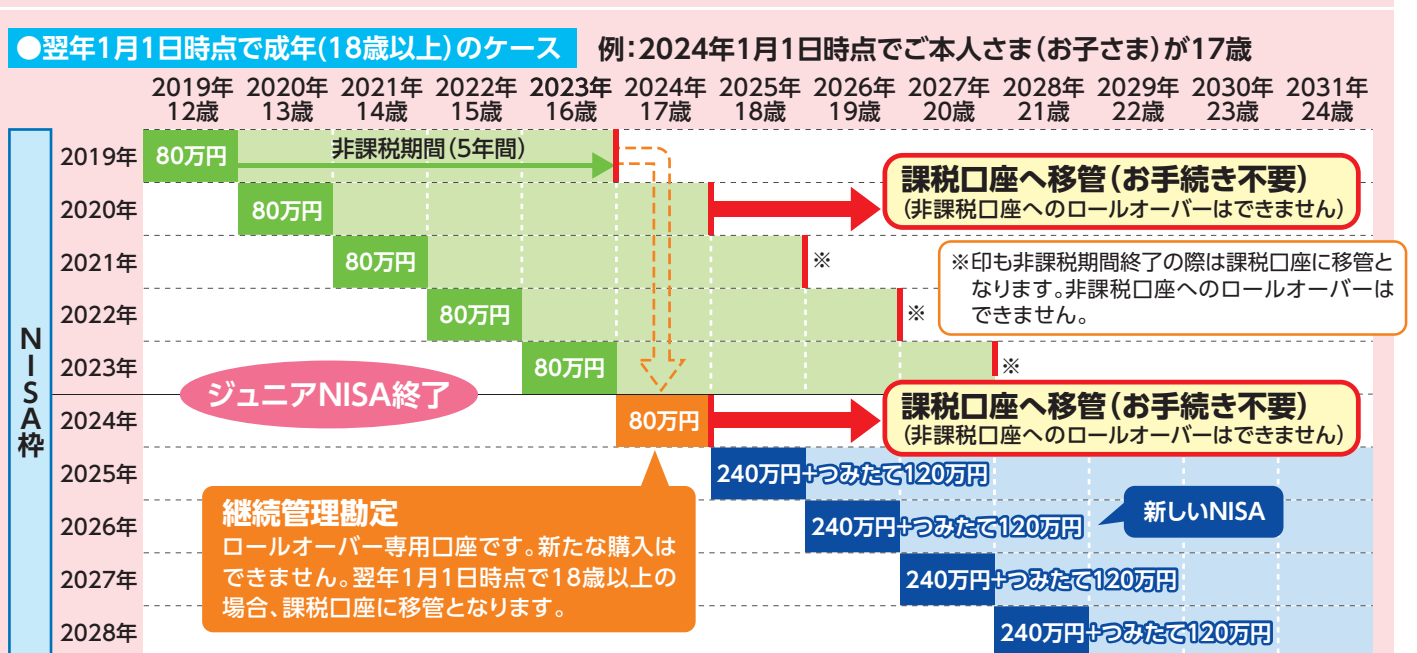
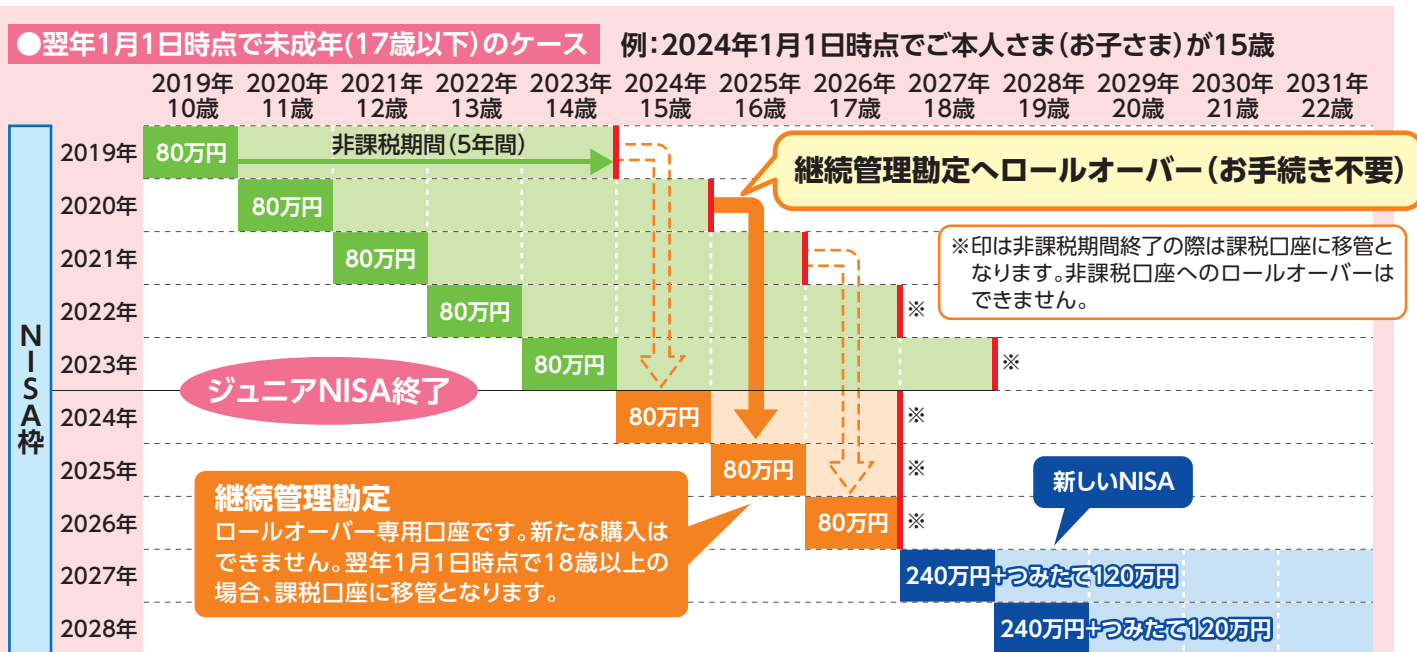
制度終了後のジュニアNISAの取り扱い

- 2024年以降はジュニアNISA口座において新たに非課税での投資信託の購入はできません。
- ジュニアNISAで保有の投資信託は、5年間の非課税期間が終了するまで非課税で保有することができ、その時点でご本人さま(お子さま)が18歳未満の場合は、「継続管理勘定」へ自動的に移管(ロールオーバー)することで18歳になるまで引き続き非課税で保有することができます。

※2023年末までジュニアNISAで購入された投資信託が、2024年以降再投資される場合は、課税口座での購入となります。

【ジュニアNISA口座の取り扱いイメージ図】(例:2024年末で非課税期間が終了する投資信託を保有の場合)

翌年の1月1日における年齢により取り扱いが異なります。



ジュニアNISA口座からの払い出しについて

●ジュニアNISA口座の払い出し制限

ジュニアNISA口座には、ご本人さま(お子さま)の年齢(*)により払い出しの制限があります。

*その年の3月31日において18歳である年の前年12月末まで

例えば、ご本人さま(お子さま)のお誕生日が、

- ・1月1日から4月1日までの場合…18歳のお誕生日を迎える年の前年12月末まで制限があります。
- ・4月2日から12月31日までの場合…18歳のお誕生日を迎える年の12月末まで制限があります。

■2024年以降の取り扱い

払い出しの際、年齢に関わらず非課税で払い出しが可能です(遡及課税はされません)。ただし、3月31日において18歳である年の前年12月末までは、保有している商品をすべて払い出し、ジュニアNISA口座を廃止する必要があります。

よくあるご質問

子どもは現在5歳。投資信託購入を予定していたジュニアNISA専用普通預金口座の残金を払い出したいです。可能ですか？



払い出しは可能です。ただし、保有している商品は全て払い出し、ジュニアNISA口座を廃止する必要があります。その際、遡って課税はされずに、非課税のまま払い出しが可能です。



その年の1月1日時点で18歳である年の前年までジュニアNISA口座をお持ちの場合、成人のNISA口座が自動開設されます。

～2024年1月からの新しいNISA制度～

- ・対象は18歳以上(未成年者は対象外)
- ・NISA制度期間は恒久化、非課税期間は無期限化
- ・年間投資枠が拡大(つみたて投資枠:年間120万円・成長投資枠:年間240万円)
- ・つみたて投資枠・成長投資枠は同時利用可能
- ・非課税保有限度額1,800万円新設(内、成長投資枠は最大1,200万円まで)。売却した場合、翌年以降に非課税保有限度額の再利用可能

ご本人さま(お子さま)が成年到達される際のお手続き

- ご本人さま(お子さま)が18歳のお誕生日を迎える約1週間前に、当社より、ご本人さま(お子さま)あてに成年に到達される際に必要なお手続き方法のご案内と必要書類を送付いたします。
- ご本人さま(お子さま)が成年到達された後は、ご本人さま(お子さま)とのお取引に切り替わります。運用管理者(または法定代理人)さまによるお取引はできません。

■商号等

三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号

■加入協会

日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会

お問い合わせはお取引店またはインフォメーションデスクまで
*お問い合わせ内容によっては、専門部署へお取り次ぎいたします。

インフォメーションデスク

0120-977-641

[受付時間] 平日・土曜 9:00～17:00

(日・祝日および12/31～1/3はご利用いただけません。)